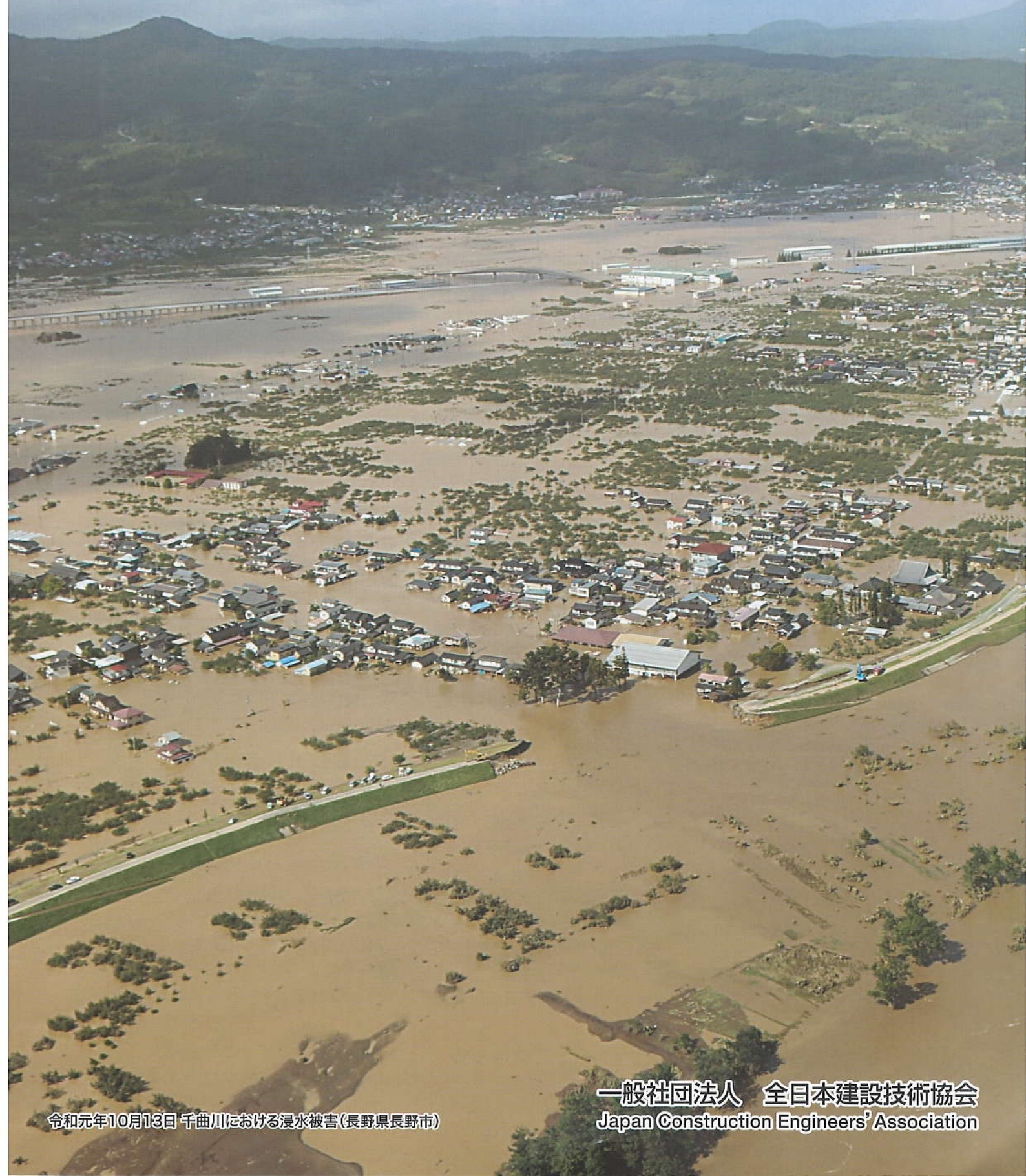


月刊 建設

2020
Vol.64

6

特集 災害に強い安全な国土づくり
～防災・減災～



令和元年10月13日 千曲川における浸水被害(長野県長野市)

一般社団法人 全日本建設技術協会
Japan Construction Engineers' Association

世界の視点から予定価格制度を考える

わが国の公共工事の発注においては、発注者が積算して契約額の上限としての**予定価格**を設定し、企業に入札を求め、価格が最も低いか、総合評価の評価値が最も高い相手を落札者とします。そして、発注者の積算をベースに契約を行い、契約変更や支払いも発注者の積算に基づきます。このため、発注者が定める**予定価格**が大きな意味をもちます。

公共調達において必ず**予定価格**を定めて上限とするという制度は、明治22年に**会計法**を制定した際に、法の施行に必要な手順を定めた勅令である**会計規則**に規定したのが最初です（**会計規則**は昭和22年に**予算決算及び会計令（予決算）**に置き換えられました）。そして、昭和36年**会計法改正**の際に、**予定価格**制度は**予決算**でなく格上げして**会計法**に規定されました。

もともと明治22年の**会計法**及び**会計規則**は、フランスやイタリアの**国家会計法**で、入札において**必要があれば契約額**の上限を定めるとしていたのを援用して、わが国では**必ず上限**を定めるとしたものです。そうしてわが国では、**価格は民が決める**のではなく、**官が主導して決めるもの**との意識が根付きました。今ではフランスやイタリアを含めて、わが国

のような厳格な**予定価格**制度を有する国は見当たりません。

もっとも、韓国と台湾については、わが国の影響を受けた痕跡があります。韓国では、「入札において**予定価格**を上限として**最低価格**の入札者から順に**契約履行能力**を審査して落札者を決定する」（**国家契約法施行大統領令第42条(1)**）としています。しかし、交渉契約、概算契約等においては**予定価格**を設定しないことができるほか、高度な技術を要する工事に用いる**技術提案入札**や**設計公募・技術提案入札**においては**予定価格**を設定しないこととしています。

台湾においては、「**予定価格**（原語では「**底価**）」を定める場合は、入札書類に示した**資格要件**を満たす入札者で**予定価格**を上限として**最低価格**の入札をした者を落札者とする」（**政府調達法**（原語では「**政府採購法**」）**第52条(1)**）としています。しかし、**予定価格**の設定が困難な場合、総合評価により落札者を決定する場合、または少額の調達の場合については**予定価格**を設定しなくてよいとしています（**第47条**）。

このように、かつてわが国の統治下にあった韓国や台湾では、発注者が常に**価格**の決定を主導できる

ものではないことに気がついて、わが国のような厳格な予定価格制度としていないのが現状です。

海外の代表例として、アメリカを見てみましょう。わが国の一般競争入札に近い封印入札では、発注者の示す条件を満たす者が入札に参加して価格競争をしますが、わが国と違って上限としての予定価格を設定しません。もっとも、陸軍工兵隊のように発注者側積算の25%を超える額では原則として契約しないといった制約を設けることはあります。また、アメリカでは落札候補者の価格が妥当なものであるか、契約が履行可能かどうかについてチェックをします。発注者側が積算を行うのは、飽くまでも受注者側の価格をチェックするためです。契約のベースになるのは、受注者側の積算です。価格は民が決めるものとの認識です。

では、受注者はどのように積算して入札するのでしょうか？アメリカでは、元請業者はまず下請業者が行う工事に必要な価格の提示を受けて下請価格を決めます。そして元請として施工計画を立てて必要な費用を加えて入札します。末端の労務賃金は、法令などで職種別習熟度別に基準賃金が決まっているので、これを削減することはできません。つまり、下流から上流に向かって価格を決めて、実行予算を基にして入札します。これをベースとして契約を締結し、施工段階においても実行ベースのコスト管理を行います。契約変更や支払いもこれがベースになります。アメリカ以外の多くの国で行われている競争入札も、基本的にはこのような形です。

一方、わが国の競争入札においては、予定価格を



日本大学 危機管理学部 教授

木下 誠也

上限として落札候補者の価格が下限（最低制限価格や調査基準価格）を下回らない限り、発注者が入札価格をチェックすることなく自動的に落札となります。官が定めた上限と下限の間である限りチェックしないという考え方です。このような方式に従っているわが国の一般競争入札においては、工事需要が少ない時には、低過ぎる価格の入札が頻発し、逆に工事需要が多い時には、入札者がいない不調や入札者がいても予定価格を下回る入札がない不落が発生するなど、さまざまな不都合が生じています。このような問題が生じるのは、予定価格制度に支えられた官主導の価格決定構造というわが国特有の事情によります。民主導の技術開発インセンティブが働きにくい要因にもなっています。わが国公共工事のコスト構造や予定価格制度について、見直しを行う時期に来ているのではないのでしょうか。